

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

幼児教育・保育及び地域子ども子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本方針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を定めることとされています。

令和7年度を始期とする第三期事業計画については、第二期事業計画（令和2年度～令和6年度）に引き続き、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（以下「新プラン」という。）と一体的に策定します。

1 第三期事業計画（令和7年度～令和11年度）

(1) 策定の方針

今後の人口の推移、新プラン策定に当たり実施したニーズ調査の結果や、現在の利用状況を踏まえ策定します。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業提供量の見込み
- ・ 提供体制の確保方策とその実施時期
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

2 教育・保育提供区域の設定について

対象となる事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	・ 利用者支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	・ 施設型給付（幼稚園、保育園（所）、認定こども園） ・ 地域型保育給付（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） ・ 時間外保育事業 ・ 一時預かり事業（一般形、幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業

3 量の見込み

(1) 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）【乳児家庭全戸訪問事業】

[趣旨・目的]

母子保健法第11条、第17条及び児童福祉法第21条の10の3を根拠に、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対して、家庭訪問による保健指導を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、育児環境を整え、適切な支援に繋ぐとともに、乳児の健全な発育と母親の健康増進を図ることを目的とします。

[教育・保育提供区域]

第二次区域

① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
	令和5	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
対象者数 (人)	7,845	7,398	7,160	6,947	6,732	6,552
実施体制	実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員					

(単位：人) (小数点以下四捨五入)

	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
北	522	515	508	503	502
上京	286	275	264	253	244
左京	746	726	708	693	680
中京	565	548	533	517	505
東山	118	112	106	100	95
山科	722	716	715	716	723
下京	411	397	384	371	360
南	692	676	665	653	644
右京	1,065	1,030	998	967	941
西京	643	611	582	550	520
洛西	170	157	145	131	117
伏見	906	868	832	794	758
深草	360	354	350	346	344
醍醐	192	175	157	138	119

<考え方(計算方法)>

- ・ 各年度の推定出生数を量の見込みとして算出

② 現状と課題

- ・ 本市では、母子保健法による新生児訪問指導事業と併せて、区役所・支所子どもはぐくみ室の専門職が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する訪問活動を実施しています。
- ・ 本事業の訪問率は概ね89%台で推移しており、未訪問家庭に対しては、時間帯や曜日を変更するなど、全ての家庭に訪問できるよう努めています。
- ・ 未訪問家庭の内訳として、里帰り出産等で市内に不在であるケース等が含まれていますが、保護者に直接連絡を取るなどの方法により、全訪問対象家庭の状況は把握しており、乳幼児健診等で改めて面談を行うといった対応を行っています。
- ・ 訪問家庭の中で、産後うつなど精神的に不安定であったり、周囲に支援者がいない、双子の子育てをしているなど不安を抱えている母親に対し、育児相談や母親の健康管理及び子育てに関する情報提供等を行っており、養育支援が必要な場合には、家庭訪問による継続的個別支援など、適切な制度・施策に繋げています。

(参考) 年度別出生児に対する訪問率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	10,159	9,852	9,360	9,010	8,596
新生児等訪問 (件)	9,453	8,959	7,970	7,718	7,629
実施率(%)	93.1	89.9	85.1	85.7	88.8

③ 対応方針

引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、同室における体制の強化等を行い、支援の充実を図ります。

(2) 京都市妊産婦健康診査【妊婦に対する健康診査】

[趣旨・目的]

母子保健法第13条に基づく妊産婦健康診査を実施し、その費用を公費負担することにより、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

[教育・保育提供区域]

第一次区域

① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

	指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込みと確保方策				
		令和5	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の 見込み	妊婦健康 診査受診券 使用枚数 (人回)	96,010	84,342	79,586	75,098	70,863	66,867
	産婦健康 診査受診券 使用枚数 (人回)	12,648	11,140	10,512	9,919	9,360	8,832
確保 方策	実施体制	実施場所：妊産婦健康診査委託医療機関					

<考え方（計算方法）>

- ・ 妊産婦受診券綴想定交付枚数をもとに平均使用枚数を乗じて算出

② 現状と課題

- ・ 近年、出産年齢の上昇等によって、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体及び胎児の健康を守るうえで妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性や必要性が一層高まっていることから、国の通知に基づく回数や検査内容の実施に努めていく必要があります。
- ・ また、妊娠11週目までの妊娠届出率が向上していることもあり、交付枚数に対する使用率が基本受診券で80%超、追加受診券で90%超を推移していますが、引き続き、全ての妊婦が14回の健診を効率的に受診できるよう、妊娠後の早期届出や未受診者への受診勧奨、制度の周知を図っていく必要があります。

(参考) 妊娠11週までの妊娠届出率について

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊娠11週までの 妊娠届出率	93.4%	93.9%	94.6%	95.9%	95.4%

- ・ さらに、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の支援が必要な産婦を把握し、速やかに適切な支援につなげていく必要があるため、2017（平成29）年度から産婦健康診査の費用助成（産婦健診ホッとサポート）を開始しました。

③ 対応方針

- ・ 引き続き、委託医療機関の拡充に努め、提供体制を確保します。
- ・ 他都市の医療機関において、医療機関の事情等により京都市と委託契約が締結できず、妊産婦がやむを得ない理由により受診券を使用できなかった場合は、償還払いで対応します。

<妊産婦健康診査委託医療機関>

	医療機関	助産所等
京 都 府 内	京都府医師会の会員である医療機関のうち産婦人科を標榜するもの	京都府助産師会の会員である助産所及び出張開業助産師
滋賀県・ 大 阪 府 内	滋賀県医師会又は大阪府医師会の会員である医療機関のうち産婦人科を標榜するもの	個別契約（所在地助産師会員に限る。） （令和6年4月1日現在 30 か所）
兵 庫 県 内	兵庫県医師会の会員である医療機関のうち産婦人科を標榜するもの	
その他 都 道 府 県	個別契約 （令和6年4月1日現在 588 か所）	